第十二条の三を第十二条の四とし、第十二条の二の次に次の一条を加える。

（転居手当）

第十二条の三　職員が異動等に伴つて特定転居元から住居を移転した場合において、当該特定転居元から当該異動等の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離その他の事情を考慮して人事院規則で定める基準に照らして困難であると認められ、かつ、往来距離（往来距離により難い特別の事情があるものとして人事院規則で定める場合には、人事院規則で定める区間の距離。次項において同じ。）が人事院規則で定める距離以上であるときは、当該職員には、人事院規則で定めるところにより、当該異動等の日の属する月の翌月（当該異動等の日が月の初日であるときは、その日の属する月）から三年間（単身赴任手当支給職員にあつては、前条第一項又は第三項の規定により単身赴任手当が支給される間）、転居手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた官署への異動等が予定されている場合その他の転居手当を支給することが適当と認められない場合として人事院規則で定める場合は、この限りでない。

2　転居手当の月額は、四万三千円（単身赴任手当支給職員にあつては、十万五千円）を超えない範囲内で往来距離の区分に応じて人事院規則で定める額とする。

3　第一項の規定により転居手当を支給されている単身赴任手当支給職員が単身赴任手当支給職員以外の職員となつたとき又は同項の規定により転居手当を支給されている単身赴任手当支給職員以外の職員が単身赴任手当支給職員となつたときは、転居手当を支給することが適当でない場合として人事院規則で定める場合を除き、引き続き転居手当を支給する。この場合において、同項の規定により転居手当を支給されている単身赴任手当支給職員が単身赴任手当支給職員以外の職員となつた場合における当該転居手当を支給する期間は、人事院規則で定める。

4　第一項の規定により転居手当を支給されている職員が、異動等に伴つて同項の規定により新たに転居手当を支給されることとなるときは、現に支給されている転居手当の支給は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により新たに転居手当を支給される月の前月で終わるものとする。

5　検察官であつた者、行政執行法人職員等であつた者その他の人事院規則で定める者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があり、当該変更に伴つて住居を移転したものその他第一項の規定による転居手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員には、人事院規則の定めるところにより、前各項の規定に準じて、転居手当を支給する。

6　前各項に規定するもののほか、転居手当の支給額の改定その他転居手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

7　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　異動等　官署を異にする異動又は職員の在勤する官署の移転

二　特定転居元　異動等に伴つて住居を移転する職員の移転前の住居がある場所であつて、移転後に職員が当該場所と移転後の住居との間を往来する必要が生ずると通常想定される場所として、職員が当該場所を生活の拠点としていた期間その他の事情を考慮して人事院規則で定める場所（単身赴任手当支給職員にあつては、配偶者の住居）

三　往来距離　人事院規則で定めるところにより算定した職員の現在の住居と特定転居元との間の距離

四　単身赴任手当支給職員　前条第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員

第十五条中「第十四条に規定する祝日法による休日（勤務時間法第十五条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した」を「第十五条第一項に規定する休日勤務代休時間（同項に規定する休日勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定された」に、「当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）」を「当該休日勤務代休時間をいう。以下同じ。）を除く。）」に、「勤務時間法第十四条に規定する年末年始の休日（勤務時間法第十五条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）」を「休日勤務代休時間」に改める。

第十六条第一項第一号中「職員に」の下に「同条第二号に掲げる勤務に係る」を加える。

第十七条中「祝日法による休日等」を「勤務時間法第十四条に規定する祝日法による休日」に、「及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間」を「、勤務時間法第十四条に規定する年末年始の休日及びこれらの日に準ずるものとして人事院規則で定める日（以下この条において「休日等」と総称する。）の正規の勤務時間（勤務時間法第十五条第一項の規定により休日勤務代休時間を指定された職員にあつては、当該休日勤務代休時間に代えられた休日勤務時間を除く。）並びに休日勤務代休時間（以下この条において「休日等正規勤務時間等」という。）に、「正規の勤務時間中に勤務した」を「休日等正規勤務時間等中に勤務した」に改め、「給与額に」の下に「次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ」を加え、同条後段を削り、同条に次の各号を加える。

一　次号に掲げる勤務以外の勤務

二　次のイ又はロに掲げる勤務

イ　休日等（休日勤務代休時間に代えられた休日勤務時間を含む勤務時間法第十五条第一項に規定する休日を除く。）における勤務

ロ　一日の勤務時間の全部につき勤務時間法第十五条第一項の規定により休日勤務代休時間が指定された日（第十九条の三第一項において「全部休日勤務代休時間指定日」という。）における勤務

第十九条の三第一項中「祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等」を「勤務時間法第十五条第一項に規定する休日（同項の規定により休日勤務代休時間を指定された職員にあつては、当該休日勤務代休時間に代えられた休日勤務時間を含む日を除く。）若しくは全部休日勤務代休時間指定日」に改める。

第十九条の四第二項中「、六月に支給する場合には百分の百二十六・二五、十二月に支給する場合には百分の百二十八・七五」を「百分の百二十七・五」に、「、六月に支給する場合には百分の百八・七五」を「百分の百七・五」に、「、六月に支給する場合には百分の六十七・五、十二月に支給する場合には百分の七十」を「百分の六十八・七五」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十二・五」とする。

第十九条の七第二項第一号イ中「、六月に支給する場合には百分の百六・二五」を「百分の百七・五」に、「百分の百二十六・二五）、十二月に支給する場合には百分の百八・七五（特定管理職員にあつては、百分の百二十八・七五」を「百分の百二十七・五」に改め、同号ロ中「、六月に支給する場合には百分の百七・五、十二月に支給する場合には百分の百十」を「百分の百八・七五」に改め、同項第二号中「、六月に支給する場合には百分の五十一・二五」を「百分の五十二・五」に、「、十二月に支給する場合には百分の五十三・七五（特定管理職員にあつては、百分の六十一・二五、十二月に支給する場合には百分の五十三・七五（特定管理職員にあつては、百分の六十三・七五」を「百分の六十二・五」に改める。

（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正）

第三条　一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「のうち四時間」を「の一部」に、「四時間の勤務時間」を「勤務時間の一部」に改める。